

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 矢島 健
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年12月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
証券コード	9284
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・アセット・マネジメント・インク (Aberdeen Asset Management Inc.) 上記法人は平成31年1月1日付でアバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.) に商号変更しました。
住所又は本店所在地	米国 フィラデルフィア PA 19103 1735 マーケットストリート 3 2 階
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited) 上記法人は平成31年1月21日付でアバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド (Aberdeen Standard Capital Limited) に商号変更しました。
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年8月31日
訂正箇所	<訂正> 平成30年9月7日に提出いたしました大量保有報告書の記載事項の一部（下記参照）に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

第2 提出者に関する事項

<訂正前>

2 提出者（大量保有者） / 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			4,787
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 4,787
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		4,787
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月31日 現在）	V	182,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		2.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

<訂正後>

2 提出者（大量保有者） / 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,697
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,697
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,697
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月31日 現在）	V	182,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.48
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

<訂正前>

3 提出者（大量保有者） / 3

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			<u>100</u>
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q <u>100</u>
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		<u>100</u>
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月31日 現在）	V	182,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		<u>0.05</u>
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

<訂正後>

3 提出者（大量保有者） / 3

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,190
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,190
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,190
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月31日 現在）	V	182,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

第4 提出者及び共同保有者に関する総括表

<訂正前>

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アバディーン・アセット・マネジメント・インク (Aberdeen Asset Management Inc.)	8,300	4.56
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	4,787	2.63
スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited)	100	0.05
合計	13,187	7.24

<訂正後>

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アバディーン・アセット・マネジメント・インク (Aberdeen Asset Management Inc.)	8,300	4.56
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	2,697	1.48
スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited)	2,190	1.20
合計	13,187	7.24